

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案
- ・ 総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を定める告示案
- ・ 接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針の一部改定案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成 30 年 10 月 16 日）を踏まえ、長期増分費用方式に基づく接続料の平成 31 年度以降の算定方法について所要の事項を措置するため、平成 30 年 12 月 7 日（金）に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行った第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案、この省令案に関連する告示案及び接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針の一部改定案について意見を募集するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： lric\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願います。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願います。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は Excel ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は Excel ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください)。

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### 5 意見提出期間

平成30年12月8日（土）から平成31年1月11日（金）まで（必着）

※郵送については同日の消印まで有効とします。

#### 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見を提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、募集対象以外についての意見については、意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：小澤課長補佐、大磯課長補佐、柏崎基幹通信係長、小土井接続制度係長

電 話：03-5253-5844

F A X : 03-5253-5848

電子メールアドレス : lric\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

別紙様式

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。